

2018年版

社会貢献事業、介護・社会福祉事業に従事される職員の皆様のための

# 特定退職金共済制度導入のおすすめ

法令根拠のある外部拠出型退職金制度で、職員の確保と定着化、勤労意欲の向上が図れます

職員のキャリアパスに合わせた退職金制度の構築に

これまで支給対象にならなかった非正規雇用職員の生活安定と人材確保に

職務や能力に応じた退職金制度の構築に

特定退職金共済団体 一般社団法人 全国社会事業振興センター

〒532-0011

大阪府大阪市淀川区西中島5丁目1-8 日研ビル203号

TEL: 06-6300-7520 FAX: 06-6300-7521

URL <http://www.sinkou-center.jp> e-mail [info@sinkou-center.jp](mailto:info@sinkou-center.jp)



## 目 次

○	ごあいさつ	.....	1
○	加入対象事業	.....	2
○	特定退職金共済制度の特色と内容	.....	3
○	STEP1 特定退職金共済制度(特退共)のしくみ	..	5
	1. 制度への加入	.....	5
	2. 退職給付金の計算方法について	.....	6
	3. 過去勤務期間の通算について	.....	11
	4. 退職金共済制度間の通算	.....	13
	5. 退職給付金の支給制限について	.....	15
	6. 解約手当金について	.....	16
○	STEP2 特定退職金共済制度(特退共)を ご利用頂くために	.....	18
○	STEP3 特定退職金共済制度の税務と 経理処理について	.....	19
○	特定退職金共済制度に関するQ&A	.....	20

## ごあいさつ



事業主と事業所の発展並びに資質の高い人材の確保には、職員の皆様の継続的なモチベーションの保持が可能な、安心して業務に精励出来る環境が整備されていることが大切です。

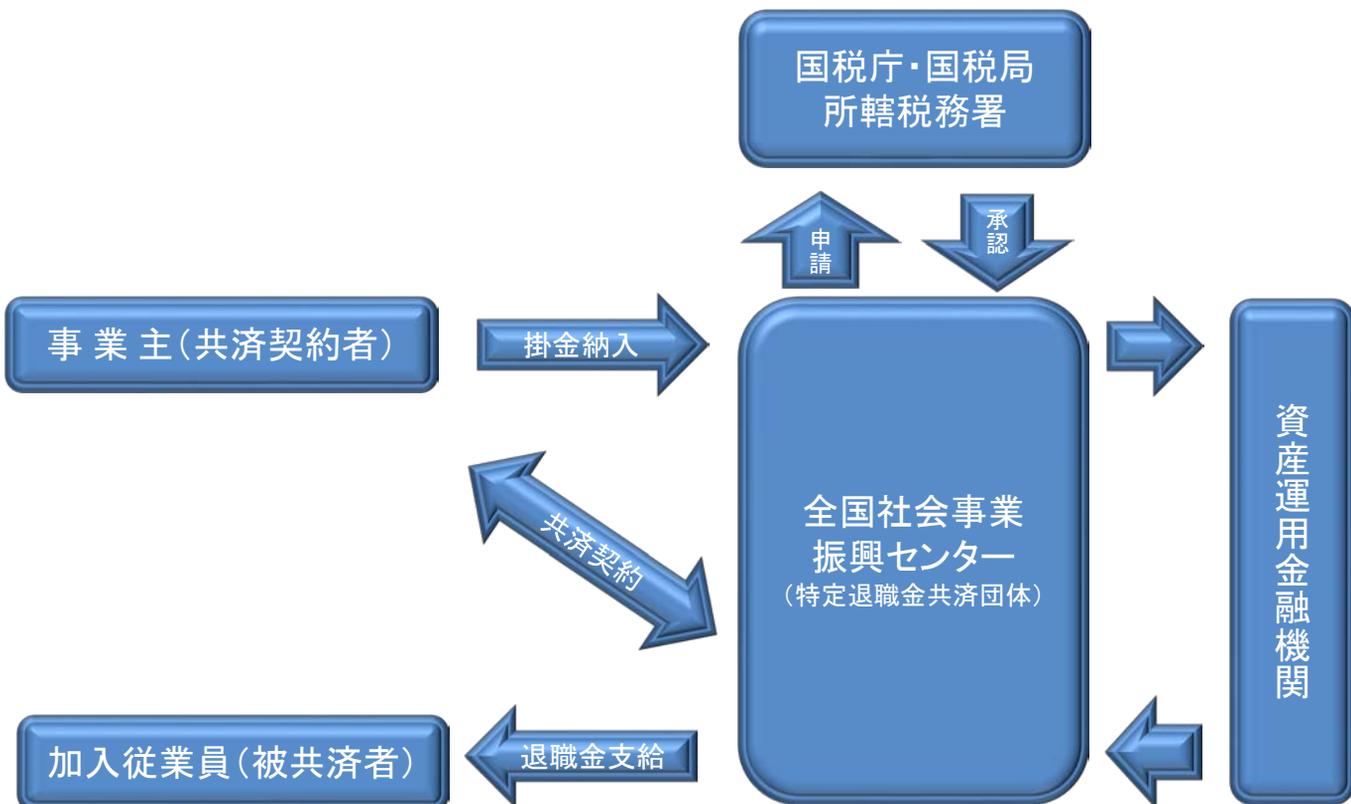
職員の皆様のライフプランの中に占める仕事の重要性を再認識し、真の人材の育成を図るためにも、退職金制度を導入することで職務の志気を高め、職員が生み出す価値が社会貢献事業・社会福祉事業を作る根幹であり、これらの社会事業の価値を決めるものであるという理念の下に本制度は創設されました。

社会事業を営まれる皆様のご利用を心よりお待ち申し上げます。

平成28年1月吉日

特定退職金共済団体  
一般社団法人 全国社会事業振興センター  
理事長 残 間 英 充

## 共済契約のしくみ



## (加入対象事業)

本センターでは、介護・社会福祉事業のほか、社会貢献を目的とした活動や事業を行う事業主様を共済契約の対象とさせて頂いております。

本センターが退職金共済規程で加入対象としている「社会貢献を目的とした活動及び事業」とは、特定非営利活動促進法第2条別表関係附則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）の特定非営利活動)に定めに従った活動や事業です。

下記の活動及び事業を行うために、有給の職員を雇用されておられる事業主様は、法人格や個人経営、任意団体を問わず、本センターとの特退共制度利用に係わる共済契約の対象となります。

(ただし、個人経営者本人と、その個人と生計を一にする親族、任意団体の代表者、事業主が法人である場合は、役員[法人税法上の使用人兼務役員を除く(6頁にて詳細説明あり)]の特退共制度への加入は出来ませんのでご注意ください。)

例：特定非営利活動法人(NPO法人)、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、各種の協同組合、任意団体である各種の協議会、医療法人、株式会社、有限会社、学校法人、社会福祉法人等全ての人格において次の20分野の中で活動及び事業を行う事業主様であって、有給の職員を雇用されておられる場合は、特退共制度をご利用頂けます。是非、本制度をご利用ご活用下さい。

① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
② 社会教育の推進を図る活動	⑬ 子どもの健全育成を図る活動
③ まちづくりの推進を図る活動	⑭ 情報化社会の発展を図る活動
④ 観光の振興を図る活動	⑮ 科学技術の振興を図る活動
⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	⑯ 経済活動の活性化を図る活動
⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
⑦ 環境の保全を図る活動	⑱ 消費者の保護を図る活動
⑧ 災害救援活動	⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
⑨ 地域安全活動	
⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
⑪ 国際協力の活動	

# 一般社団法人 全国社会事業振興センターが実施する 特定退職金共済制度(特退共)の特色と内容

**1** 社会事業(社会貢献事業や社会福祉事業)に携わられる経営者と従事者で組織された**非営利型の一般社団法人が、所得税法施行令第73条の要件に基づく特定退職金共済団体として実施する退職給付金制度です。**

**2** この制度を採用頂くことにより、安定した退職金制度が容易に構築出来ます。**基本掛金は従事者1人につき1口1,000円から拠出が可能で最高30口まで任意に設定出来ます。**当初は少額の掛金拠出であっても徐々に増口されることにより、将来は大きく実を結びます。

**3** 当振興センターが規程で定める社会事業(※注1)を経営される事業主様であれば、**法人格や事業規模、雇用職員数に関係なく特定退職金共済制度をご利用頂けます。**グループ法人間で一定の要件のもと異動が可能です。

**4** 事業主様から毎月拠出頂きます基本掛金のお支払いで、将来従事者の皆様に支払われる**公平で有利な退職金(元利合計・複利方式)を計画的に準備出来ます。**

**5** 事業主様にご負担頂きますこの制度への**掛金は、全額損金又は必要経費に計上出来ます。**従事者様の給与所得にもなりません。お支払い致します**退職金は、税法上有利な退職所得扱い**になります。

**6** 従事者様の**過去勤務期間を1年以上10年まで、1年単位で制度加入後の期間と通算することが出来ます。**※過去勤務掛金の払い込みが必要です。

**7** この退職金制度の掛金として、当振興センターに積み立てをすることにより、**内部留保資金を圧縮出来ます。**さらに、法律で定められた退職金支払いのための保全措置を講じることが出来ます。(賃金の支払いの確保等に関する法律第5条)

**8**

**中小企業退職金共済制度(中退共)や福祉医療機構の共済制度との重複加入も可能ですし、非常勤・嘱託・パート職員の加入も1口1,000円から可能です。**正職員は原則包括加入ですが、福祉医療機構の共済制度の被共済職員である場合や、DC(確定拠出年金)制度並びにDB(確定給付企業年金)制度の加入者(※注2)、正職員以外の全ての雇用形態(非常勤・嘱託・パート等)の職員を当振興センターの特退共済制度に加入させないことも可能です。

**9**

**拠出頂いた掛金は、信託銀行等の金融機関に債券運用を中心とした信託設定を行い、善管注意義務の遂行を前提として、安定した収益の確保及び着実な資産運用を行います。掛金拠出累計額への利息付与は毎月行われます。**

(※注1)当振興センターが規定する社会事業とは……

- ①社会からの援助を必要とする人に対し民間の団体等が行う生活改善または保護・教化等の組織的な事業を行う社会福祉法上の社会福祉事業や公益事業
- ②地方公共団体が条例等で定める社会福祉関係事業
- ③特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人等が行う、社会貢献を目的とした活動及び事業

(※注2)DC・DBとは……

DC…確定拠出年金法第2条第8項に定める企業型年金加入者

DB…確定給付企業年金法第25条第1項に定める加入者(同条第2項の規定により加入者とされない者を併せて当振興センター特退共済制度の被共済者から除外する場合に限る。)

### **特定退職金共済(特退共)制度に加入頂けない社会事業従事者とは…。**

次の事業主の皆様や役員の皆様のケースの場合は、法令により、特退共制度にご加入頂くことが出来ませんので充分にご注意下さい。

- ① 個人事業主及び個人事業主と生計を一にする親族
- ② 事業主が法人である場合はその役員(役職をもって形式的に使用人兼務役員になれない者)  
(理事長、代表理事、副理事長、会長、副会長、総裁、副総裁、頭取、副頭取、組合長、副組合長、社長、副社長、代表取締役、取締役(委員会【指名委員会・監査委員会・報酬委員会】設置会社の取締役に限る)、代表執行役、専務理事、常務理事、代表権を有する理事、清算人、その他これらの職制上の地位を有する役員、会計参与、監査役、監事、業務執行社員、同族会社の「みなし役員」の規定による所有割合による判定要件を満たしているもの、人格のない社団等(任意団体)の代表者又は管理人)  
ただし、前記の役員等を除いて、法人税法第34条第5項に規定する使用人としての職務を有する役員(使用人兼務役員)の特退共制度への加入は可能です。法人の役員のうち、使用人兼務役員として認められる者については、その使用人としての職務に対し、支給する給与につき損金算入することが認められています(法人税法第34条①)、たとえ使用人としての職務を有する役員であっても、当該役員が理事長、社長その他の代表権を有する者である等一定の条件に該当する場合には、税法上、使用人兼務役員として認められないことになっていきます。(法人税法第34条⑤、法人税法施行令第71条①)

#### ◎特退共に参加頂ける使用人兼務役員の範囲◎

使用人兼務役員とは、代表権を有しない理事や取締役等が、法人の使用人としての職制の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいい、また、法人の使用人としての職制の地位とは、施設長、副施設長、事務長、次長、支店長、工場長、営業所長、部長、課長、主任等の法人組織の機構上定められている使用人たる地位をいいます。代表権を有しない理事や取締役等が総務担当や経理担当といった使用人としての職制上の地位ではなく、特定部門の職務を統括している場合は、使用人兼務役員には該当しません。

(法人税法基本通達9-2-5から抜粋要約)

- ③ 本センター以外の他の特定退職金共済団体(商工会議所等)の被共済者である者又はすでに当振興センターが行う特退共の被共済者である者(特退共制度の二重加入の禁止)

# STEP1 特定退職金共済制度(特退共)のしくみ

## 1. 制度への加入

### ① 契約できる事業主(共済契約者)

本センターが、共済規程で定める社会事業を主たる事業として経営される事業主であれば、法人経営・個人経営・事業規模・従業員数にかかわらず、全国のどちらの地域からでも、主たる事務所をその事業主の所在地として、当共済契約を締結することができます。

☞ 本センターが規定する社会事業とは…… (参考)退職金共済規程 第2条(定義)

#### (1) 社会事業

社会からの援助を必要とする人に対し、

- ① 民間の団体等が行う生活改善または保護・教化等の組織的な事業を行う社会福祉法上の社会福祉事業や公益事業、
- ② 地方公共団体が条例等で定める社会福祉関係事業または
- ③ 特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人等が行う、社会貢献を目的とした活動及び事業をいう。(ただし、慈善事業および宗教活動並びに政治活動を除く。)

#### (3) 共済契約

事業主が、本センターに掛金を納付することを約し、本センターがその事業主の職員を被共済者としてこの規程の定めるところにより、退職給付金等の給付を約する契約をいう。

### ② 加入資格

次に掲げる方を除いて全ての従事者を被共済者として加入させなければなりません。

- (1) 個人事業主および個人事業主と生計を一にする親族
- (2) 法人の役員(使用人兼務役員を除く。5頁を参照)
- (3) 本センター以外の他の特定退職金共済団体の被共済者
- (4) すでに本センターの行う特定退職金共済制度の被共済者であるもの(2重加入の禁止)

なお、次に掲げる方は必ずしも加入させる必要はありませんが、加入させる場合は、同じ雇用形態の従事者でありながら、取扱いを異にすることはできません。(不当差別の禁止)

- (1) 期間を定めて雇用された者
- (2) 試用期間中の者
- (3) 常時勤務に服することを要しない者
- (4) 休職中の者
- (5) 共済契約者(事業主)の退職金規程等により退職金の支払勤続年数に満たない者
- (6) 社会福祉施設職員等退職手当共済法第2条第11項に規定する者(独立行政法人福祉医療機構が行う退職手当共済制度の被共済職員)
- (7) 確定拠出年金法第2条第8項に定める企業型年金加入者
- (8) 確定給付企業年金法第25条第1項に定める加入者(同条第2項の規定により加入者とされない者を併せて被共済者から除外する場合に限る。)

### ③ 掛金および掛金の負担者

この制度の掛金の負担者は事業主(共済契約者)です。従事者は拠出出来ません。基本掛金月額額は従業員1人に対して1口1,000円で、1口から30口(30,000円)の間(1口の場合、年間12,000円。30口の場合、年間360,000円の事業主負担)で、共済契約者(事業主)が雇用する各々の従業員に対して、勤務年数や基本給、職制、資格、勤務評定等の客観的基準に従って任意に口数設定を頂くことが可能です。

30口を限度として、月毎に増口することができます。減口は被共済者の同意と本センターの承諾が必要で、減口理由を明記した所定の届出をお願いします。なお、育児休業、介護休業、疾病等による休職等の場合には、全口数を減口する基本掛金払込の中断を行うことも出来ます。

なお、差別となるような取扱いは、法令により禁じられていますので、充分にご注意下さい。

掛金には1口あたり20円の制度運営事務費が含まれています。制度運営事務費を控除後の額(1口あたり980円)が積立てられて、毎月利息が付与されます。

### ④ 被共済者証(退職金共済制度加入者証)の発行

被共済者(従事者)に対しては、加入事業主の事業所を通じて被共済者証を発行します。

## 2. 退職給付金(遺族給付金を含む)の計算方法について

○退職給付金(遺族給付金を含む) **加入期間が6ヵ月未満で退職又は死亡したときは、給付の対象とはなりません。**  
**加入期間は、加入の申込が効力を生じた日の属する月(加入月)から退職又は死亡した日の属する月の前月までと**  
**なります。**なお、退職給付金の額は次の内容の合計額となります。

- ① 基本掛金の額(掛金滞納期間中の掛金を除く。)から、制度運営事務費(一口あたり20円)を控除した額の累計額  
 +
- ② 加入期間における各月について、各月の前月末日における退職金基準額に、基準利率を乗じて得た額を12で除して得た額の累計額

基準利率計算方法:

{加入期間における各月の前年12月以前1年間に発行された国債(日本政府発行の期間10年ものとする。)の応募者利回りの平均値(少数点第2位以下の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。)+0.3%}×0.8 または、  
 {加入期間における各月の前年12月以前5年間に発行された国債(日本政府発行の期間10年ものとする。)の応募者利回りの平均値(少数点第2位以下の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。)+0.3%}×0.8  
 のいずれか低い利回りが基準利率となります。

(この計算により基準利率が2.4%を上回る場合にあっては2.4%、0.8%を下回る場合にあっては0.8%となります。)

### <退職給付金の計算例>

- ・ 毎月の基本掛金……3,000円の場合と 5,000円の場合
- ・ {10年国債応募者利回り前年1年平均(平成27年実績0.4%)+0.3%}×0.8……………0.56%(ア)
- ・ {10年国債応募者利回り前年過去5年平均(平成23年～平成27年実績0.7%)+0.3%}×0.8  
 …………… 0.8%(イ)

・ 平成28年に付利される基準利率… 年0.8%(上記(ア)の率が0.8%を下回るため下限利率が適用されます。)

給付金の積立金には、前月の退職金基準額に、毎月、下記計算式による利回りの利息相当額の12分の1が加算され、退職(死亡)時の積立金額が退職(遺族)給付金となります。(一時金)

長期の制度運営に負担となる急激な金利変動の影響を緩和する効果を目指し、長期金利を平均した基準利率を用います。安全性が比較的高く、短期間の変動が少ない債権利回りを用いることで、債務の過剰な変動を抑制し、加入者の皆様への長期で安定的な給付の維持により運営を行います。

※10年国債応募者利回りは、毎年変動しますので、本例による退職金を保証するものではありません。

○退職金計算方法 2ヵ月目より(A)+(前月の(D)×(B)÷12の累計額)=退職金基準額(D)

◎毎月3,000円(内60円を事務費として控除)の拠出で加入期間12ヵ月で退職の場合

	拠出累計(A)	基準利率(B)	前月(D)×(B)÷12	利息相当累計額	退職金基準額(D)
1ヵ月	2,940	0	0	0	2,940.000
2ヵ月	5,880	0.008	1,960	1,960	5,881.960
3ヵ月	8,820	0.008	3,921	5,881	8,825.881
4ヵ月	11,760	0.008	5,884	11,765	11,771.765
5ヵ月	14,700	0.008	7,848	19,613	14,719.613
6ヵ月	17,640	0.008	9,813	29,426	17,669.426
7ヵ月	20,580	0.008	11,780	41,206	20,621.206
8ヵ月	23,520	0.008	13,747	54,953	23,574.953
9ヵ月	26,460	0.008	15,717	70,670	26,530.670
10ヵ月	29,400	0.008	17,687	88,357	29,488.357
11ヵ月	32,340	0.008	19,659	108,016	32,448.016
12ヵ月	35,280	0.008	21,632	129,648	35,409.648
					(少数点以下四捨五入) 35,410

※加入期間が6ヵ月未満で退職又は死亡したときは、給付の対象とはなりません。

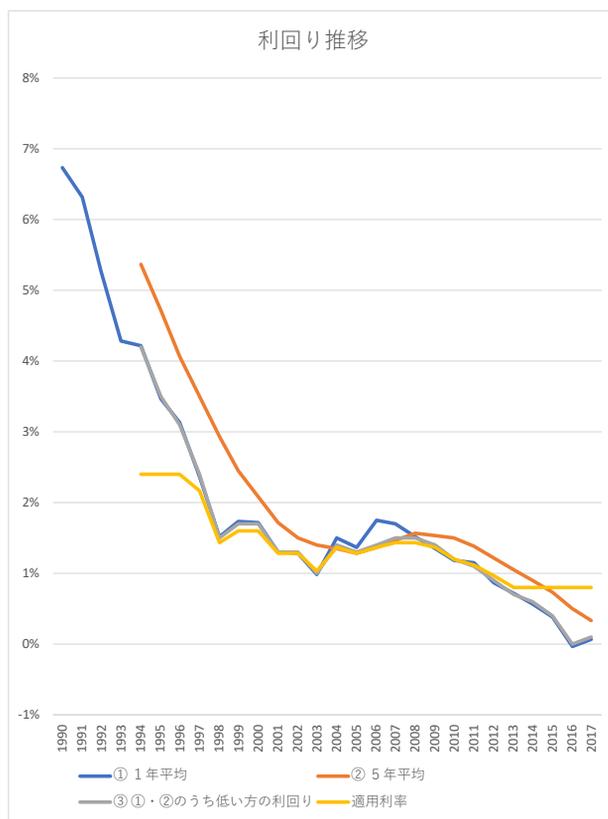
◎毎月5,000円(内100円を事務費として控除)拠出で加入期間12ヵ月で退職の場合

	拠出累計(A)	基準利率(B)	前月(D)×(B)÷12	利息相当累計額	退職金基準額(D)
1ヵ月	4,900	0	0	0	4,900.000
2ヵ月	9,800	0.008	3,267	3,267	9,803.267
3ヵ月	14,700	0.008	6,536	9,802	14,709.802
4ヵ月	19,600	0.008	9,807	19,609	19,619.609
5ヵ月	24,500	0.008	13,080	32,688	24,532.688
6ヵ月	29,400	0.008	16,355	49,044	29,449.044
7ヵ月	34,300	0.008	19,633	68,676	34,368.676
8ヵ月	39,200	0.008	22,912	91,589	39,291.589
9ヵ月	44,100	0.008	26,194	117,783	44,217.783
10ヵ月	49,000	0.008	29,479	147,262	49,147.262
11ヵ月	53,900	0.008	32,765	180,026	54,080.026
12ヵ月	58,800	0.008	36,053	216,080	59,016.080
					(少数点以下四捨五入) 59,016

※加入期間が6ヵ月未満で退職又は死亡したときは、給付の対象とはなりません。

年	10年国債応募者利回り			適用利率
	① 1年平均	② 5年平均	③ ①・②のうち低い方の利回り	
1990	6.746%			
1991	6.316%			
1992	5.266%			
1993	4.288%			
1994	4.219%	5.367%	4.2%	2.400%
1995	3.473%	4.712%	3.5%	2.400%
1996	3.132%	4.076%	3.1%	2.400%
1997	2.364%	3.495%	2.4%	2.160%
1998	1.518%	2.941%	1.5%	1.440%
1999	1.732%	2.444%	1.7%	1.600%
2000	1.710%	2.091%	1.7%	1.600%
2001	1.293%	1.723%	1.3%	1.280%
2002	1.278%	1.506%	1.3%	1.280%
2003	0.988%	1.400%	1.0%	1.040%
2004	1.498%	1.353%	1.4%	1.360%
2005	1.361%	1.284%	1.3%	1.280%
2006	1.751%	1.375%	1.4%	1.360%
2007	1.697%	1.459%	1.5%	1.440%
2008	1.515%	1.564%	1.5%	1.440%
2009	1.358%	1.536%	1.4%	1.360%
2010	1.187%	1.502%	1.2%	1.200%
2011	1.147%	1.381%	1.1%	1.120%
2012	0.860%	1.213%	0.9%	0.960%
2013	0.721%	1.055%	0.7%	0.800%
2014	0.565%	0.896%	0.6%	0.800%
2015	0.380%	0.735%	0.4%	0.800%
2016	-0.031%	0.499%	0.0%	0.800%
2017	0.061%	0.339%	0.1%	0.800%

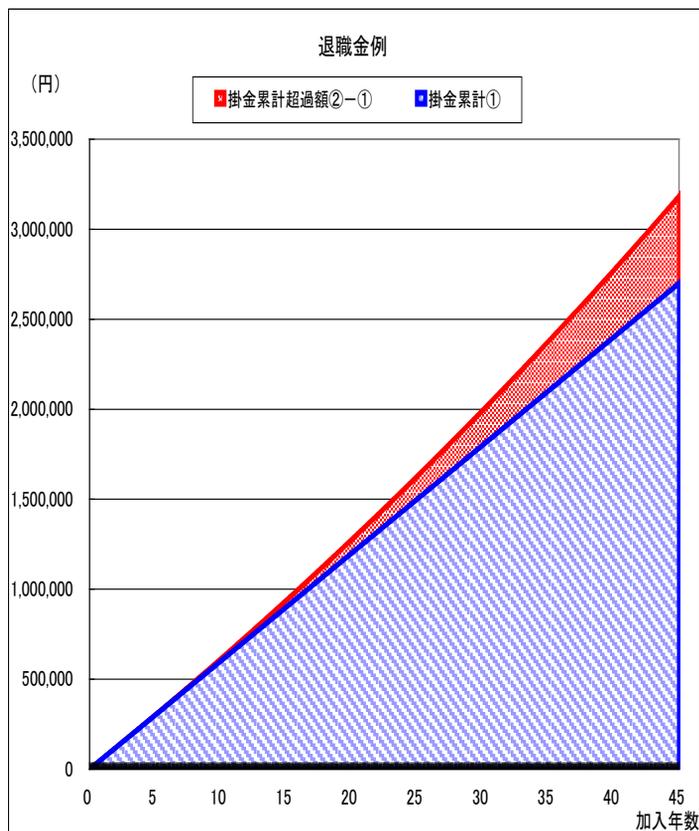
適用利率は (③+0.3%) × 0.8 (但し、2.4%を上回る場合は2.4%、0.8%を下回る場合は0.8%)



### 月額5,000円拠出の場合のケース

(単位:円)

加入年数	掛金累計①	退職金②	掛金累計超過額②-①
1	60,000	59,016	-984
2	120,000	118,506	-1,494
3	180,000	178,474	-1,526
4	240,000	238,923	-1,077
5	300,000	299,857	-143
6	360,000	361,281	1,281
7	420,000	423,198	3,198
8	480,000	485,612	5,612
9	540,000	548,527	8,527
10	600,000	611,948	11,948
12	720,000	740,320	20,320
14	840,000	870,763	30,763
16	960,000	1,003,308	43,308
18	1,080,000	1,137,991	57,991
20	1,200,000	1,274,845	74,845
22	1,320,000	1,413,906	93,906
24	1,440,000	1,555,209	115,209
26	1,560,000	1,698,790	138,790
28	1,680,000	1,844,686	164,686
30	1,800,000	1,992,934	192,934
35	2,100,000	2,374,097	274,097
40	2,400,000	2,770,810	370,810
45	2,700,000	3,183,708	483,708



# 制度設計例

## 設計例1

勤続年数毎に掛金を設定する方法

勤続年数	掛金月額
3年到達まで	3,000円
3年超～5年まで	4,000円
5年超～10年まで	6,000円
10年超～20年まで	9,000円
20年超～30年まで	12,000円
30年を超える者	15,000円

## 設計例2

資格等級毎に掛金を設定する方法

等級	平均滞留年数	掛金月額
I	3	3,000円
II	3	5,000円
III	4	7,000円
IV	5	10,000円
V	25	12,000円
VI	-	20,000円
VII	-	26,000円

## 設計例3

設計例1、設計例2を組み合わせる方法

勤続年数	掛金月額
3年到達まで	1,000円
3年超～5年まで	2,000円
5年超～10年まで	3,000円
10年超～20年まで	5,000円
20年超～30年まで	6,000円
30年を超える者	7,000円

等級	平均滞留年数	掛金月額
I	3	2,000円
II	3	3,000円
III	4	4,000円
IV	5	5,000円
V	25	6,000円
VI	-	10,000円
VII	-	15,000円



各々の設計例で、制度加入期間40年の職員が退職した場合の退職給付金は？

5, 446千円

(掛金累計 4, 884千円)

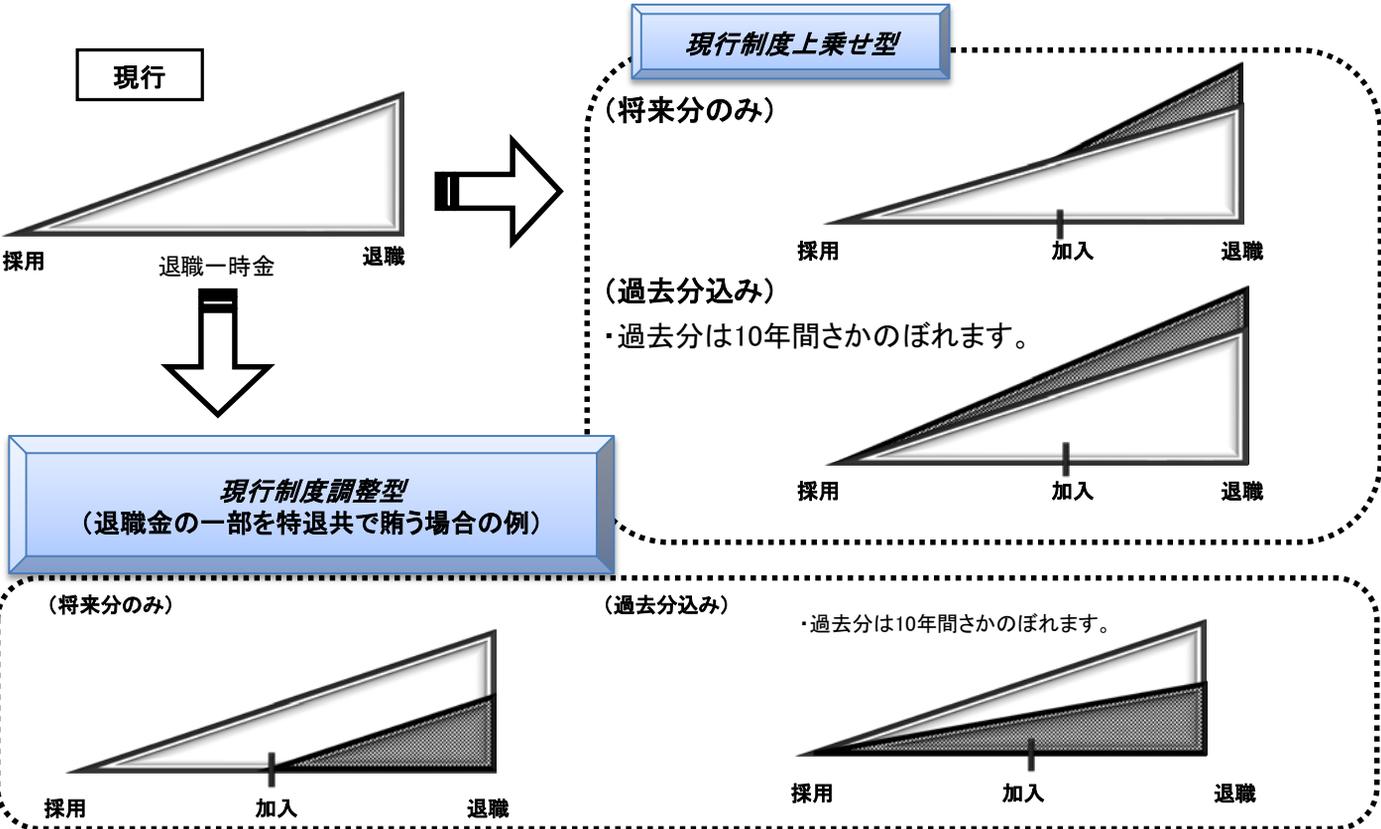
5, 439千円

(掛金累計 4, 824千円)

5, 507千円

(掛金累計 4, 896千円)

### ＜制度導入パターン＞



平成28年適用基準利率(0.8%)による基本掛金毎の退職給付金額仮定早見表

(単位:円)

加入年数	1,000円 (1口)	2,000円 (2口)	3,000円 (3口)	4,000円 (4口)	5,000円 (5口)	6,000円 (6口)	7,000円 (7口)	8,000円 (8口)	9,000円 (9口)
1	11,803	23,606	35,410	47,213	59,016	70,819	82,623	94,426	106,229
2	23,701	47,402	71,104	94,805	118,506	142,207	165,908	189,610	213,311
3	35,695	71,389	107,084	142,779	178,474	214,168	249,863	285,558	321,253
4	47,785	95,569	143,354	191,138	238,923	286,707	334,492	382,276	430,061
5	59,971	119,943	179,914	239,886	299,857	359,829	419,800	479,772	539,743
6	72,256	144,512	216,769	289,025	361,281	433,537	505,793	578,050	650,306
7	84,640	169,279	253,919	338,558	423,198	507,838	592,477	677,117	761,756
8	97,122	194,245	291,367	388,490	485,612	582,734	679,857	776,979	874,102
9	109,705	219,411	329,116	438,822	548,527	658,233	767,938	877,644	987,349
10	122,390	244,779	367,169	489,558	611,948	734,337	856,727	979,116	1,101,506
11	135,175	270,351	405,526	540,702	675,877	811,053	946,228	1,081,404	1,216,579
12	148,064	296,128	444,192	592,256	740,320	888,384	1,036,448	1,184,513	1,332,577
13	161,056	322,112	483,168	644,225	805,281	966,337	1,127,393	1,288,449	1,449,505
14	174,153	348,305	522,458	696,610	870,763	1,044,915	1,219,068	1,393,220	1,567,373
15	187,354	374,708	562,062	749,416	936,771	1,124,125	1,311,479	1,498,833	1,686,187
16	200,662	401,323	601,985	802,647	1,003,308	1,203,970	1,404,632	1,605,293	1,805,955
17	214,076	428,152	642,228	856,304	1,070,380	1,284,456	1,498,533	1,712,609	1,926,685
18	227,598	455,196	682,795	910,393	1,137,991	1,365,589	1,593,187	1,820,786	2,048,384
19	241,229	482,458	723,687	964,916	1,206,144	1,447,373	1,688,602	1,929,831	2,171,060
20	254,969	509,938	764,907	1,019,876	1,274,845	1,529,814	1,784,783	2,039,752	2,294,721
21	268,819	537,639	806,458	1,075,278	1,344,097	1,612,917	1,881,736	2,150,556	2,419,375
22	282,781	565,562	848,343	1,131,125	1,413,906	1,696,687	1,979,468	2,262,249	2,545,030
23	296,855	593,710	890,565	1,187,420	1,484,275	1,781,130	2,077,985	2,374,840	2,671,694
24	311,042	622,083	933,125	1,244,167	1,555,209	1,866,250	2,177,292	2,488,334	2,799,375
25	325,342	650,685	976,027	1,301,370	1,626,712	1,952,054	2,277,397	2,602,739	2,928,082
26	339,758	679,516	1,019,274	1,359,032	1,698,790	2,038,548	2,378,306	2,718,063	3,057,821
27	354,289	708,578	1,062,868	1,417,157	1,771,446	2,125,735	2,480,024	2,834,314	3,188,603
28	368,937	737,874	1,106,811	1,475,749	1,844,686	2,213,623	2,582,560	2,951,497	3,320,434
29	383,703	767,405	1,151,108	1,534,811	1,918,514	2,302,216	2,685,919	3,069,622	3,453,324
30	398,587	797,174	1,195,760	1,594,347	1,992,934	2,391,521	2,790,108	3,188,695	3,587,281
31	413,590	827,181	1,240,771	1,654,362	2,067,952	2,481,543	2,895,133	3,308,724	3,722,314
32	428,715	857,429	1,286,144	1,714,858	2,143,573	2,572,287	3,001,002	3,429,716	3,858,431
33	443,960	887,920	1,331,880	1,775,840	2,219,800	2,663,761	3,107,721	3,551,681	3,995,641
34	459,328	918,656	1,377,984	1,837,312	2,296,640	2,755,968	3,215,296	3,674,624	4,133,952
35	474,819	949,639	1,424,458	1,899,278	2,374,097	2,848,916	3,323,736	3,798,555	4,273,374
36	490,435	980,870	1,471,305	1,961,740	2,452,176	2,942,611	3,433,046	3,923,481	4,413,916
37	506,176	1,012,352	1,518,529	2,024,705	2,530,881	3,037,057	3,543,234	4,049,410	4,555,586
38	522,044	1,044,087	1,566,131	2,088,175	2,610,219	3,132,262	3,654,306	4,176,350	4,698,394
39	538,039	1,076,077	1,614,116	2,152,155	2,690,193	3,228,232	3,766,271	4,304,309	4,842,348
40	554,162	1,108,324	1,662,486	2,216,648	2,770,810	3,324,972	3,879,134	4,433,296	4,987,458
41	570,415	1,140,830	1,711,244	2,281,659	2,852,074	3,422,489	3,992,904	4,563,318	5,133,733
42	586,798	1,173,596	1,760,394	2,347,192	2,933,990	3,520,789	4,107,587	4,694,385	5,281,183
43	603,313	1,206,626	1,809,939	2,413,252	3,016,565	3,619,878	4,223,191	4,826,504	5,429,817
44	619,960	1,239,921	1,859,881	2,479,842	3,099,802	3,719,762	4,339,723	4,959,683	5,579,644
45	636,742	1,273,483	1,910,225	2,546,966	3,183,708	3,820,449	4,457,191	5,093,932	5,730,674

※この早見表は、平成28年に付利される基準利率0.8%を、仮に45年の加入期間にわたり、固定して計算された内容です。  
 基準利率は、10年国債応募者利回りによって毎年変動しますので、下記と同額の退職金額を保証するものではありません。

10,000円 (10口)	11,000円 (11口)	12,000円 (12口)	13,000円 (13口)	14,000円 (14口)	15,000円 (15口)	20,000円 (20口)	25,000円 (25口)	30,000円 (30口)
118,032	129,835	141,639	153,442	165,245	177,048	236,064	295,080	354,096
237,012	260,713	284,414	308,116	331,817	355,518	474,024	592,530	711,036
356,947	392,642	428,337	464,031	499,726	535,421	713,895	892,368	1,070,842
477,846	525,630	573,415	621,199	668,984	716,768	955,691	1,194,614	1,433,537
599,714	659,686	719,657	779,629	839,600	899,572	1,199,429	1,499,286	1,799,143
722,562	794,818	867,074	939,331	1,011,587	1,083,843	1,445,124	1,806,405	2,167,686
846,396	931,035	1,015,675	1,100,315	1,184,954	1,269,594	1,692,792	2,115,990	2,539,188
971,224	1,068,346	1,165,469	1,262,591	1,359,714	1,456,836	1,942,448	2,428,060	2,913,672
1,097,055	1,206,760	1,316,466	1,426,171	1,535,876	1,645,582	2,194,109	2,742,636	3,291,164
1,223,895	1,346,285	1,468,675	1,591,064	1,713,454	1,835,843	2,447,791	3,059,739	3,671,686
1,351,755	1,486,930	1,622,106	1,757,281	1,892,457	2,027,632	2,703,509	3,379,387	4,055,264
1,480,641	1,628,705	1,776,769	1,924,833	2,072,897	2,220,961	2,961,281	3,701,602	4,441,922
1,610,561	1,771,618	1,932,674	2,093,730	2,254,786	2,415,842	3,221,123	4,026,404	4,831,684
1,741,525	1,915,678	2,089,831	2,263,983	2,438,136	2,612,288	3,483,051	4,353,814	5,224,576
1,873,541	2,060,895	2,248,249	2,435,603	2,622,957	2,810,312	3,747,082	4,683,853	5,620,623
2,006,617	2,207,278	2,407,940	2,608,602	2,809,263	3,009,925	4,013,233	5,016,542	6,019,850
2,140,761	2,354,837	2,568,913	2,782,989	2,997,065	3,211,141	4,281,521	5,351,902	6,422,282
2,275,982	2,503,580	2,731,178	2,958,776	3,186,375	3,413,973	4,551,964	5,689,955	6,827,946
2,412,289	2,653,518	2,894,747	3,135,975	3,377,204	3,618,433	4,824,578	6,030,722	7,236,866
2,549,690	2,804,659	3,059,628	3,314,597	3,569,566	3,824,535	5,099,380	6,374,226	7,649,071
2,688,195	2,957,014	3,225,834	3,494,653	3,763,473	4,032,292	5,376,390	6,720,487	8,064,585
2,827,812	3,110,593	3,393,374	3,676,155	3,958,936	4,241,717	5,655,623	7,069,529	8,483,435
2,968,549	3,265,404	3,562,259	3,859,114	4,155,969	4,452,824	5,937,099	7,421,373	8,905,648
3,110,417	3,421,459	3,732,501	4,043,542	4,354,584	4,665,626	6,220,834	7,776,043	9,331,252
3,253,424	3,578,767	3,904,109	4,229,451	4,554,794	4,880,136	6,506,848	8,133,560	9,760,272
3,397,579	3,737,337	4,077,095	4,416,853	4,756,611	5,096,369	6,795,159	8,493,948	10,192,738
3,542,892	3,897,181	4,251,470	4,605,760	4,960,049	5,314,338	7,085,784	8,857,230	10,628,676
3,689,371	4,058,309	4,427,246	4,796,183	5,165,120	5,534,057	7,378,743	9,223,429	11,068,114
3,837,027	4,220,730	4,604,432	4,988,135	5,371,838	5,755,541	7,674,054	9,592,568	11,511,081
3,985,868	4,384,455	4,783,042	5,181,629	5,580,216	5,978,802	7,971,736	9,964,671	11,957,605
4,135,905	4,549,495	4,963,085	5,376,676	5,790,266	6,203,857	8,271,809	10,339,761	12,407,714
4,287,146	4,715,860	5,144,575	5,573,289	6,002,004	6,430,718	8,574,291	10,717,864	12,861,437
4,439,601	4,883,561	5,327,521	5,771,481	6,215,441	6,659,401	8,879,202	11,099,002	13,318,803
4,593,280	5,052,608	5,511,936	5,971,264	6,430,593	6,889,921	9,186,561	11,483,201	13,779,841
4,748,194	5,223,013	5,697,833	6,172,652	6,647,471	7,122,291	9,496,388	11,870,484	14,244,581
4,904,351	5,394,786	5,885,221	6,375,656	6,866,092	7,356,527	9,808,702	12,260,878	14,713,053
5,061,762	5,567,938	6,074,115	6,580,291	7,086,467	7,592,643	10,123,524	12,654,406	15,185,287
5,220,437	5,742,481	6,264,525	6,786,568	7,308,612	7,830,656	10,440,875	13,051,093	15,661,312
5,380,386	5,918,425	6,456,464	6,994,502	7,532,541	8,070,580	10,760,773	13,450,966	16,141,159
5,541,620	6,095,782	6,649,944	7,204,106	7,758,268	8,312,430	11,083,240	13,854,050	16,624,860
5,704,148	6,274,563	6,844,977	7,415,392	7,985,807	8,556,222	11,408,296	14,260,370	17,112,444
5,867,981	6,454,779	7,041,577	7,628,375	8,215,173	8,801,971	11,735,962	14,669,952	17,603,943
6,033,129	6,636,442	7,239,755	7,843,068	8,446,381	9,049,694	12,066,259	15,082,824	18,099,388
6,199,604	6,819,564	7,439,525	8,059,485	8,679,446	9,299,406	12,399,208	15,499,010	18,598,812
6,367,415	7,004,157	7,640,898	8,277,640	8,914,381	9,551,123	12,734,831	15,918,538	19,102,246

### 3. 過去勤務期間の通算について

本センターの特退共制度は、法令に基づき、当初の共済契約締結時(制度導入時)に限り、同じ事業主のもとで、1年以上勤務されている従事者の皆様の採用日から、特退共制度加入日の前日までの期間を「過去勤務通算期間」とし、10年を限度として、制度加入日以後の期間と通算することが出来ますので、制度導入時に併せて、是非ご検討下さい。

## 過去勤務期間の通算を採用するメリットとは

- ① 被共済者の過去勤務期間を通算することにより、より充実した退職金の支払準備が可能となります。
- ② 通算期間に対する過去勤務掛金は、全額が法人は損金、個人事業主は必要経費に算入できます。

### お取り扱いの内容

#### 過去勤務等通算期間の設定

事業主のもとで、1年以上勤務している従事者について、採用日から制度加入日の前日までの期間を「過去勤務等通算期間」として被共済者ごとに設定して下さい。  
過去勤務等通算期間は10年を限度とし、年未満の端数月は切り捨てます。

#### 過去勤務通算月額(口数の設定)

過去勤務通算月額(口数)は、基本掛金と同じ口数、もしくはそれ以下の口数で設定して下さい。30口を上回る設定は出来ません。なお、制度運営事務費として、過去勤務通算月額1口の1%相当額を控除した金額について、基本掛金と同様の方法により退職金基準額に加算します。

#### 過去勤務等通算期間のお申込み

過去勤務等通算期間のお申込は、共済契約締結時(特退共制度導入時)にお申込み下さい。以後はお取り扱い出来ません。また、過去勤務等通算期間の対象となる被共済者全員について、お申込頂くことが必要です。一度届出を頂きました過去勤務通算月額(口数)は、途中で口数を変更することや、廃止することは出来ませんので、十分にご注意下さい。

#### 過去勤務掛金

過去勤務掛金は、通算期間、通算口数及び払込期間により、被共済者ごとに計算されます。  
払込期間は過去勤務等通算期間と同一年数です。ただし、通算期間が6年以上10年以下の場合の払込期間は5年となります。過去勤務掛金の口数は、基本掛金と同じ口数、もしくはそれ以下の口数で設定して下さい。

過去勤務掛金月額表

(過去勤務通算月額(1口)1,000円について)

過去勤務通算期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
過去勤務掛金払込期間	1年	2年	3年	4年	5年	5年	5年	5年	5年	5年
過去勤務掛金払込月額	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円

# 過去勤務期間の通算と給付内容のイメージ

## 《通算口数が加入口数と同一（3口）の場合の給付内容》

例：平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間の過去勤務期間を通算する場合  
 （通算期間が6年以上10年以下の場合は、過去勤務掛金の払い込み期間は5年となります）

### ① 過去勤務掛金払込完了以降の退職による退職給付金

過去勤務掛金の払い込み開始年月日から脱退までの期間が9年の場合の退職給付金

退職給付金＝加入期間15年で3口に対する退職給付金額のイメージ【下記図①の給付】

（加入期間＝過去勤務通算期間6年＋過去勤務掛金払込期間5年＋過去勤務掛金払込完了後の勤務期間4年）

### ② 過去勤務掛金払込完了前の退職による退職給付金

過去勤務掛金の払い込み開始年月日から脱退までの期間が4年の場合の退職給付金

退職給付金＝加入期間4年で基本掛金3口に対する退職給付金額と、同じ期間の過去勤務掛金3口に対する退職給付金額の合計額イメージ【下記図②の給付】

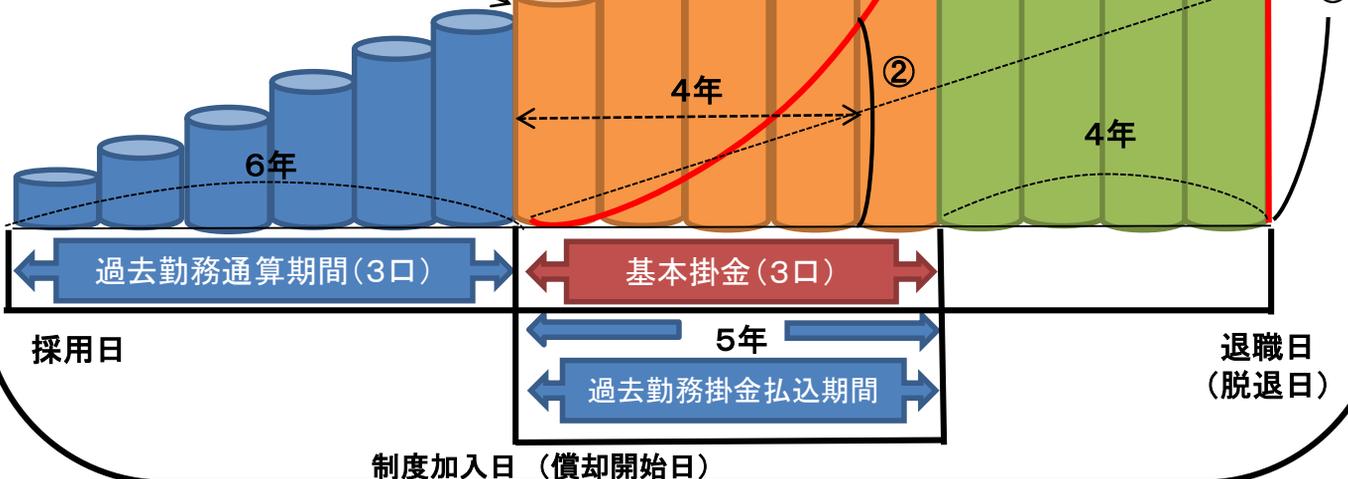
#### 過去勤務掛金払込完了後の退職給付金

#### 過去勤務掛金の払込完了

#### 通常の基本掛金に対応する退職給付金

#### 過去勤務掛金払込中の退職給付金相当額

#### 過去勤務掛金の払込開始



4. 退職金共済制度間の通算(被共済者(従事者)単位における退職金の引き受けと引き渡し等)  
中小企業退職金共済制度と本センター以外の特定退職金共済制度実施団体の間で、一定の条件を整えることにより、異なる制度間で退職金の通算を行うことが可能です。  
この通算制度では、退職金が引き継がれるだけでなく、前制度からの加入期間に応じた、退職所得控除期間も引き継がれますので、大変有利な取り扱いとなっております。

(1) 本センターが行うこと

本センターは、通算の相手方と、引き継ぎ方法等を定めた「通算に係わる契約書」を締結します。中小企業退職金共済制度の実施団体である独立行政法人勤労者退職金共済機構との通算契約は、平成23年11月16日付けで完了いたしておりますが、他の特定退職金共済団体との契約は、事由が発生する都度に相手方と契約交渉を行いますので、対象となる異動がある場合には、事前に必ず本センターと他の特定退職金共済団体に通算の意思があることを連絡して下さい。

**相手方との契約が成立しなかった場合は、通算は出来ませんので、予めご了承をお願いします。**

(2) 通算できる範囲

次の異なる退職金制度の間で通算(退職金の引き受けや引き渡し)が出来ます。

① 中小企業退職金共済制度(中退共)との通算

※「建設業退職金共済」等の特定退職金共済とは、直接の通算対象にはなりません。

② 他の特定退職金共済制度(特退共)との通算

※引き受けや引き渡し先において、本センターとの通算契約が締結されることが条件です。

③ 本センターの特定退職金共済制度における共済契約者間での通算

(3) 通算の条件

通算は、退職された従業員の申出により行いますが、以下の条件を全て満たす必要があります。

① 通算をしたい先(中退共制度や特定退職金共済制度)の被共済者であること。

② 以前の共済制度で退職給付金の支給を受けることが出来る者であり、かつ、その請求をしていないこと。

③ 以前の退職金制度を脱退して、2年以内に通算先の共済制度実施団体へ申し出ること。

※退職金の請求が出来ない場合は、通算の対象となりません。(退職金共済契約が解除された場合や中退共での加入が1年未満の場合等)また、事業主からの解約申出による場合も通算の対象となりません。

※申出期限(2年)を経過すると通算できません。請求を保留されていた退職金を請求頂くこととなります。請求の時効は保留期間も含めて5年です。

(4) 通算の手続き

① 提出書類

所定様式の各『申出書』と、以下のケースごとに対応する証書等が必要です。

◎ 中退共から特退共へ通算の場合 ⇨ 中退共の共済手帳

◎ 特退共から中退共へ通算の場合 ⇨ 被共済者証

◎ 特退共(A)から特退共(B)へ通算の場合 ⇨ 特退共(A)の被共済者証

◎ 本センターの共済契約者間の通算の場合 ⇨ 異動前(転職前)の被共済者証

② 提出先: ケースによって経由先が異なりますが、最終的には通算先の共済制度実施団体宛。

(5) 独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う、中小企業退職金共済制度(中退共)上の、中小企業者ではなくなったことにより本センターへ引き渡される解約手当金相当額について

(中小企業退職金共済法第17条第1項)

通常、中退共が定める中小企業者の範囲は、サービス業において、常時雇用する従業員数においては100人以下あるいは資本金又は出資の総額が5千万以下となっておりますが、社会福祉法人に関しては、資本金や出資に該当するものが存在しないことから、常時雇用従業員数のみで、判断を行い、6ヵ月間、毎月101名以上の雇用の推移がある場合は、中小企業者ではなくなり、届出により退職金共済契約を解除するとともに、従業員からの請求に基づいて、解約手当金が支給されます。なお、この場合、事業主が加入従業員の同意を得たうえで、本センターの特定退職金共済制度を実施した旨を中退共に申し出れば、6ヵ月の推移を待たずに中退共は、所定の手続きをえた上で、解約手当金額の範囲の額を本センターに引き渡すことが出来ます。この場合、本センターは引き渡された解約手当金を被共済者毎の過去勤務一括掛金として引き受け、その被共済者毎の掛金の額の0.2%相当額を制度運営事務費として控除後の額を退職金基準額に加算します。

(6) 所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約に基づき、加入事業主が他の特定退職金共済団体の退職金共済契約を解除して、当該他の特定退職金共済団体から本センターに引き渡される資産総額について

他の特定退職金共済団体より引き渡される資産総額に相当する額を、以下の引継条件を全て満たして頂いた上で、一括して過去勤務一括掛金として、本センターは受け入れを行います。相手方との通算契約の締結が行われなかった場合は、本取り扱いは出来ませんので、予めご了承ください。

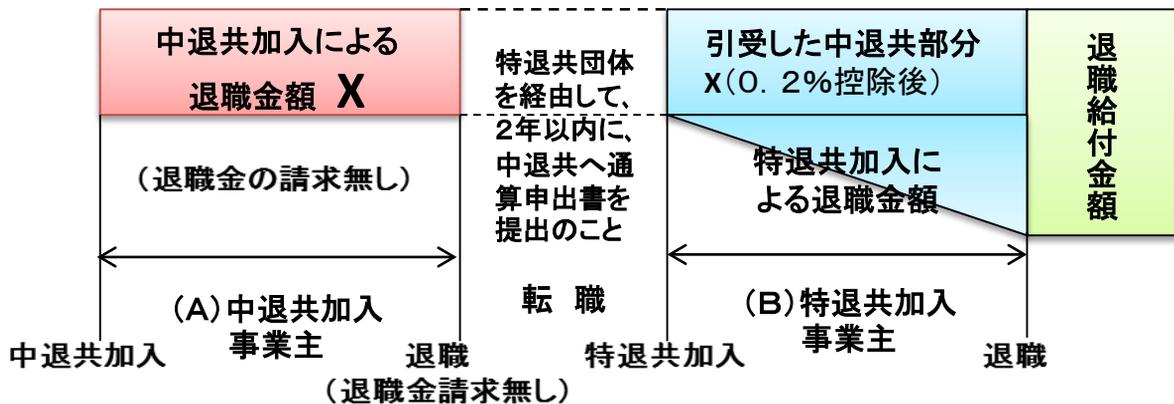
- ① 当該他の特定退職金共済団体の共済契約者であった者が、当該他の特定退職金共済団体との共済契約解除後、直ちに本センターの共済契約者になっていること。
- ② 本センターの共済契約者になった後、直ちに、本センターを経由して、当該他の特定退職金共済団体へ所定の事項を記載した引継申出書を提出すること。

本センターは、引き渡された資産総額に相当する額を被共済者毎の過去勤務一括掛金として引き受け、その被共済者毎の掛金の額の0.2%相当額を制度運営事務費として控除後の額を、当該受け入れを行った日に退職金基準額に加算します。

(7) 中小企業退職金共済法第31条第1項に規定する契約又は所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定する契約に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構又は他の特定退職金共済団体から本センターが退職給付金に相当する額を受け入れることについて

受け入れに関して、当該受け入れを行った日に、制度運営事務費として当該引受退職給付金の額から、0.2%相当額を控除後の額を、退職金基準額に加算します。

(8) 通算のしくみ (例: 中退共から特退共へ被共済者の退職金が通算された場合のイメージ)



- <例> (A)の事業主で勤務 …… 中退共に6年加入(退職金はX万円)  
 (A)の事業主から(B)の事業主に転職 特退共に16年加入して退職
- ◎退職時の退職給付金額  
 = 引受した中退共部分を退職金基準額に加算した(B)の事業主での特退共加入期間に係わる退職給付金額
  - ◎退職所得控除期間 22年(6年+16年)
  - ◎退職所得控除額 940万円 = 800万円 + 70万円 × (22年 - 20年)

退職所得控除額の計算(所得税法第30条③、所得税法施行令第99条①一)

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

## 5. 退職給付金の支給制限について

共済契約者(事業主)から次に掲げる申し出が、本センターになされた場合は、当方の役員会の議を経て、退職給付金の額を減額し、または退職給付金を支給しないことが可能です。

- ① 共済契約者が懲戒処分により被共済者を解雇したとき
- ② 被共済者が虚偽、その他不正の行為によって退職給付金の支給を受けようとしたとき

また、上記の事由の申し出が共済契約者から本センターになされた場合、退職給付金の額は次の算式による額を限度として減額し、または支給しないことが出来ます。

減額限度額＝退職金共済規程第17条の規程に基づき算出される退職給付金の額×退職金の減額率(%単位)

退職金の減額率＝共済契約者(事業主)が上記の①又は②の申し出を行う際に定める、当該被共済者の当該共済契約者の加入期間相当額の減額率

※就業規則又は給与規程等による客観的な基準により決定又は判断された減額率を事業主が届出して下さい。

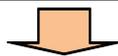
### ○退職金共済規程第18条第2項における減額限度額の計算例

減額限度額＝第17条の規程に基づき算出される退職金額×退職金の減額率(%単位)

退職金の減額率＝当該被共済者の当該共済契約者の加入期間相当額の減額率×[当該被共済者の当該共済契約者における掛金累計額(第17条第2項第1号の規定に基づく基本掛金累計額+第16条第1項の規定に基づく過去勤務掛金累計額)+第16条第3項及び第4項の規定に基づく被共済者毎過去勤務一括掛金額]÷[当該被共済者の当該共済契約者および当該共済契約者以外の共済契約者(共済契約者であった者を含む。)における掛金累計額(第17条第2項第1号の規定に基づく基本掛金累計額+第16条第1項の規定に基づく過去勤務掛金累計額)+第16条第2項の規定に基づく他特退共引受掛金額+第16条第2項の規定に基づく中退共引受掛金額+第16条第3項及び第4項の規定に基づく被共済者毎過去勤務一括掛金額](小数点第2位未満切捨て)

(例)

(B)第17条の規程に基づき算出される退職金額(普通退職の場合の仮定の額)	1,600,000 円
(P)当該被共済者の当該共済契約者の加入期間相当額の減額率(共済契約者から申し出のあった客観的基準等による仮定の減額率)	30%
①当該被共済者の当該共済契約者における基本掛金累計額(第17条第2項第1号)(仮定の額)	420,000 円
②当該被共済者の当該共済契約者における過去勤務掛金累計額(第16条第1項)(仮定の額)	0 円
③当該被共済者の被共済者毎過去勤務一括掛金額(第16条第3項及び第4項)(仮定の額)	0 円
①+②+③	420,000 円
④当該被共済者の当該共済契約者および当該共済契約者以外の共済契約者(共済契約者であった者を含む。)における基本掛金累計額(第17条第2項第1号)(仮定の額)	960,000 円
⑤当該被共済者の当該共済契約者および当該共済契約者以外の共済契約者(共済契約者であった者を含む。)における過去勤務掛金累計額(第16条第1項)(仮定の額)	480,000 円
⑥当該被共済者の他特退共引受掛金額(第16条第2項)(仮定の額)	0 円
⑦当該被共済者の中退共引受掛金額(第16条第2項)(仮定の額)	0 円
⑧＝③当該被共済者の被共済者毎過去勤務一括掛金額(第16条第3項及び第4項)(仮定の額)	0 円
④+⑤+⑥+⑦+⑧	1,440,000 円



退職金の減額率	8.7% (小数点第2位未満切捨て)	$(P^*)=(P) \times \{①+②+③\} / \{④+⑤+⑥+⑦+⑧\}$
減額限度額	139,200 円 (円未満四捨五入)	$= (B) \times (P^*)$
退職給付金支給額	1,460,800 円	$(B) - 139,200円$

## 6. 解約手当金について

退職金共済規程第6条に定める共済契約の解除時に支給される解約手当金については、次の一覧表の内容になります。

※本センターが他の特定退職金共済団体との間に、所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約を締結している場合において、この共済契約の共済契約者であった者が、この共済契約解除後、直ちに当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者になるときは、当該解約手当金に相当する金額を、本センターから当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡します。

共済契約が解除となる行為等	解約手当金の支給内容を判断する基準	解約手当金の支給額の内容
○共済規程第6条第2項第1号  共済契約者(事業主)が、本センターとの共済契約を解除することについて、全ての被共済者の同意を得たとき	契約解除の理由が、解約手当金の支給を受けることを目的としたものでない本センターの理事会が認めた場合	当該共済契約者の、同意解除の意思確認をおこなった全被共済者が、当該解除日に、退職したものと仮定して退職金共済規程第17条に基づき支給される退職給付金の額。
	契約解除の理由が、解約手当金の支給を受けることを目的としたものであると本センターの理事会が認めた場合	当該共済契約者の、同意解除の意思確認をおこなった全被共済者が、当該解除日に、退職したものと仮定して退職金共済規程第17条に基づき支給される退職給付金の額に解約手当金支給割合※を乗じた額。 ※解約手当金支給割合の計算方法は、次項の計算例を参照のこと。
○共済規程第6条第4項第1号  共済契約者(事業主)が、本センター定款第9条の規程に基づき本センターを退会したとき	契約解除の理由が、解約手当金の支給を受けることを目的としたものでない本センターの理事会が認めた場合	当該共済契約者の、同意解除の意思確認をおこなった全被共済者が、当該解除日に、退職したものと仮定して退職金共済規程第17条に基づき支給される退職給付金の額。
	契約解除の理由が、解約手当金の支給を受けることを目的としたものであると本センターの理事会が認めた場合	当該共済契約者の、同意解除の意思確認をおこなった全被共済者が、当該解除日に、退職したものと仮定して退職金共済規程第17条に基づき支給される退職給付金の額に解約手当金支給割合※を乗じた額。 ※解約手当金支給割合の計算方法は、次項の計算例を参照のこと。
○共済規程第6条第3項第2号 共済契約者が定款第11条の規程に基づき本センターの会員資格を喪失したとき ○共済規程第6条第3項第3号 掛金の納入を継続することが、著しく困難であると本センターが認めたとき	○共済規程第6条第3項第2号関係 (1)全社員が同意したときは会員(社員)資格を喪失する (2)会員(社員)が死亡又は解散したとき ○共済規程第6条第3項第3号関係 事業主の財政状況が著しく逼迫していることが客観的資料等により確認が可能な場合	当該共済契約者の全被共済者が、当該解除日に、退職したものと仮定して退職金共済規程第17条に基づき支給される退職給付金の額。
○共済規程第6条第3項第1号 共済契約者が定款第10条の規定に基づき本センターを除名となったとき ○共済規程第6条第4項第2号 掛金を6カ月以上滞納したとき ○共済規程第6条第4項第3号 共済契約者がこの規程に違反する行為を行ったとき	○共済規程第6条第3項第1号関係 上記の一に該当する場合、社員総会で総正会員の4分の3以上の議決により除名することができる。 (1)本センターの定款に違反したとき (2)当法人の名誉を毀損し、目的に反する行為をしたとき ○共済規程第6条第4項第3号関係 虚偽の届出による退職金の搾取、横領等の犯罪行為を行ったとき	当該共済契約者の全被共済者が、当該解除日に、退職したものと仮定して退職金共済規程第17条に基づき支給される退職給付金の額に解約手当金支給割合※を乗じた額。 ※解約手当金支給割合の計算方法は、次項の計算例を参照のこと。
(当該被共済者(職員のみ)が、共済契約の解除となるケース) ○共済規程第6条第5項第1号及び第2号 (1)被共済者が、他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき (2)被共済者が、退職金共済規程第3条第1項第1号及び第2号に該当する者となったとき	○共済規程第6条第5項第1号及び第2号関係 (1)本センターと他の特定退職金共済団体との間で、所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定する契約を締結していないとき (2)個人事業主及びこれと生計を一にする親族又は事業主が法人である場合は、その役員(法人税法第34条第5項の使用人兼務役員を除く。)になったとき	当該被共済者が、当該解除日に、退職したものと仮定して退職金共済規程第17条に基づき支給される退職給付金の額。

○退職金共済規程 第19条第1項第2号または同条第2項第2号に該当する場合の解約手当金額の計算例

解約手当金=第17条の規定に基づき算出される退職金額×解約手当金支給割合
$\text{解約手当金支給割合} = 80\% \times \left\{ \frac{\text{当該被共済者の当該共済契約者における掛金累計額(第17条第2項第1号の規定に基づく基本掛金累計額+第16条第1項の規定に基づく過去勤務掛金累計額)}}{\text{当該被共済者の当該共済契約者および当該共済契約者以外の共済契約者(共済契約者であった者を含む。)}における掛金累計額(第17条第2項第1号の規定に基づく基本掛金累計額+第16条第1項の規定に基づく過去勤務掛金累計額)+第16条第2項の規定に基づく他特退共引受掛金額+第16条第2項の規定に基づく中退共引受掛金額+第16条第3項及び同条第4項の規定に基づく被共済者毎過去勤務一括掛金額} \right\}$ $+ 100\% \times \left\{ \frac{\text{当該被共済者の当該共済契約者以外の共済契約者(共済契約者であった者を含む。)}における掛金累計額(第17条第2項第1号の規定に基づく基本掛金累計額+第16条第1項の規定に基づく過去勤務掛金累計額)+第16条第2項の規定に基づく他特退共引受掛金額+第16条第2項の規定に基づく中退共引受掛金額+第16条第3項及び同条第4項の規定に基づく被共済者毎過去勤務一括掛金額}}{\text{当該被共済者の当該共済契約者および当該共済契約者以外の共済契約者(共済契約者であった者を含む。)}における掛金累計額(第17条第2項第1号の規定に基づく基本掛金累計額+第16条第1項の規定に基づく過去勤務掛金累計額)+第16条第2項の規定に基づく他特退共引受掛金額+第16条第2項の規定に基づく中退共引受掛金額+第16条第3項及び同条第4項の規定に基づく被共済者毎過去勤務一括掛金額} \right\}$

(例)

(B)第17条の規定に基づき算出される退職金額(普通退職の場合の仮定の額)	1,460,000 円
①当該被共済者の当該共済契約者における基本掛金累計額(第17条第2項第1号)(仮定の額)	420,000 円
②当該被共済者の当該共済契約者における過去勤務掛金累計額(第16条第1項)(仮定の額)	0 円
①+②	420,000 円
③当該被共済者の当該共済契約者以外の共済契約者(共済契約者であった者を含む。 )における基本掛金累計額(第17条第2項第1号)(仮定の額)	520,000 円
④当該被共済者の当該共済契約者以外の共済契約者(共済契約者であった者を含む。 )における過去勤務掛金累計額(第16条第1項)(仮定の額)	260,000 円
⑤当該被共済者の他特退共引受掛金額(第16条第2項)(仮定の額)	0 円
⑥当該被共済者の中退共引受掛金額(第16条第2項)(仮定の額)	0 円
⑦当該被共済者の被共済者毎過去勤務一括掛金額(第16条第3項及び同条第4項)(仮定の額)	0 円
③+④+⑤+⑥+⑦	780,000 円
⑧=①+③当該被共済者の当該共済契約者および当該共済契約者以外の共済契約者(共済契約者であった者を含む。 )における基本掛金累計額(第17条第2項第1号)(仮定の額)	940,000 円
⑨=②+④当該被共済者の当該共済契約者および当該共済契約者以外の共済契約者(共済契約者であった者を含む。 )における過去勤務掛金累計額(第16条第1項)(仮定の額)	260,000 円
⑩=⑤当該被共済者の他特退共引受掛金額(第16条第2項)(仮定の額)	0 円
⑪=⑥当該被共済者の中退共引受掛金額(第16条第2項)(仮定の額)	0 円
⑫=⑦当該被共済者の被共済者毎過去勤務一括掛金額(第16条第3項及び同条第4項)(仮定の額)	0 円
⑧+⑨+⑩+⑪+⑫	1,200,000 円



解約手当金支給割合	93.0% (小数点第2位未満切捨て)	$\text{解約手当金支給割合(K)} = 80\% \times \frac{\text{①+②}}{\text{⑧+⑨+⑩+⑪+⑫}} + 100\% \times \frac{\text{③+④+⑤+⑥+⑦}}{\text{⑧+⑨+⑩+⑪+⑫}}$
解約手当金	1,357,800 円 (円未満四捨五入)	解約手当金=(B)×(K)

## STEP 2 特定退職金共済制度(特退共)をご利用頂くために

### 制度をご利用頂くにあたっての前段階の手続等について 当初に以下の手続きと要件についてご了解頂く必要があります。

1. 当法人は社団組織であるため、事業主の皆様が当法人の定款で定める正会員になって頂く必要があります。正会員とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)で定められた一般社団法人の構成員である社員※のことをさします。  
※注意: 社員とは、従事者や職員のことではありません。
2. 正会員(社員)になって頂くためには、当法人が定款で定めた目的に賛同頂きまして、所定の入会申込手続きをおとり頂く必要があります。(所定の申込様式があります。)
3. 入会時に当法人の事業活動に経常的に生じる費用に当てるため、正会員(社員)は社員総会で定めた次の入会金と年会費を納入頂くことになります。
  - ① 入会金として 1万円(入会時のみに必要です。)
  - ② 年会費として 1万円(入会が年度の中途月の場合は、月割額で納入頂きます。以降は、毎年度1回のみでの納入となります。)
4. 入会后、正会員は、一般法人法、当法人の定款及び規約並びに社員総会と理事会の決議を順守頂くことになります。
5. 正会員が、特退共制度をご利用頂くためには、本センターと共済契約を締結頂き、制度への加入対象者を全員届出して頂くことになります。(共済契約は任意ですが、契約後は対象となる従事者を全て包括で加入させなければなりません。)  
また、加入承認に伴い、制度加入者に対して法令で定められた「退職金共済制度加入者証」の発行にかかる手数料等に充当するため、以下の加入申込金を納付頂くことになります。  
今後、共済契約後に、新たに加入申込を行う従事者についても同じ手続きとなります。  
制度への加入申込を行う従事者1人につき 2,000円(必ず事業主がご負担下さい)
6. 共済契約が締結されると、事業主は制度上の共済契約者(加入事業主)、従事者は被共済者となります。今後事業主が毎月納付を頂く基本掛金や過去勤務掛金については、損金又は必要経費として処理できますが、他方、共済契約者(加入事業主)と本センターは、以下の法令に定める要件を遵守しなければなりません。
  - ① 基本掛金(過去勤務掛金を含む)は全額共済契約者(事業主)の負担です。  
(被共済者(従事者)からの拠出は出来ません。)
  - ② 被共済者1人についての掛金月額限度(1口 1,000円)
    - ・ 基本掛金 30,000円(30口)まで
    - ・ 過去勤務掛金 30,000円(30口)まで、但し、共済契約時の基本掛金口数以下の設定
  - ③ 不当差別の禁止  
掛金の額又は退職給付金額について、特定の者につき、不当な差別的取扱いをしないこと。
  - ④ 掛金等の共済契約者(事業主)への返還禁止  
掛金として払い込まれた金額(運用益を含む)は、いかなる場合も加入事業主に返還出来ません。(事業主の意向による懲戒解雇等の退職金支払いの制限又は退職金減額払い等)
  - ⑤ 加入者(被共済者となる者)の範囲  
事業主と労働基準法上の使用人としての関係にある全ての従事者の皆様を特退共制度へ加入させなければなりません。(包括加入)ただし、次の従事者については、必ずしも加入させる必要はありません。任意で加入の判断が可能です。(但し、同じ雇用形態である従業員で扱いを異にすることは出来ません。)(1)期間を定めて雇用された者(2)試用期間中の者(3)常時勤務に服することを要しない者(4)休職中の者(5)共済契約者の退職金規程等により退職金の支払勤務年数に満たない者(6)社会福祉施設職員等退職手当共済法第2条第11項に規定する者(7)確定拠出年金法第2条第8項に定める企業型年金加入者(8)確定給付企業年金法第25条第1項に定める加入者(同条第2項の規定により加入者とされない者を併せて被共済者から除外する場合に限る。)

# STEP3 特定退職金共済制度の税務と経理処理について

## 1. 掛金

- ① **法人が負担した掛金**(過去勤務掛金を含む)  
全額が損金に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。  
(法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条)
- ② **個人事業主が負担した掛金**(過去勤務掛金を含む)  
全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。  
(所得税法施行令第64条)  
※ 会計処理上の勘定科目には「特定退職金共済掛金」として計上して下さい。

## 2. 給付金

### ① 退職給付金

被共済者が受け取る退職給付金は、「退職手当等とみなす一時金」として退職所得となります。  
(所得税法施行令第72条②一、所得税法第31条)

○ **課税対象額** = (退職一時金 - 退職所得控除額) × 1/2

《参考》 退職所得控除額

**退職所得控除額の計算**(所得税法第30条③、所得税法施行令第99条①一)

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円未満のときは80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ただし、障害により退職した場合は、上記控除額に100万円が加算されます。

### ② 遺族給付金

被共済者が死亡された場合に遺族が受け取る遺族給付金は、死亡退職金として相続財産とみなされ、相続税の対象となります。(相続税法第3条)

**非課税限度額** = 500万円 × 法定相続人数

### ③ 解約手当金

被共済者(加入者)が受け取る解約手当金は一時所得となります。  
(所得税法施行令第76条、341条)

**課税対象額** = (解約手当金 - 50万円) × 1/2

☞ お支払い額が100万円を超える場合は、所轄税務署に支払調書を提出いたします。

☞ その年に受け取った一時所得と合算して確定申告をおこなって下さい。

## 制度のお取り扱いについて

### ご契約手続きと掛金のお支払い

- 所定の一般社団法人全国社会事業振興センター入会申込書並びに特定退職金共済制度契約申込書(兼事業所等登録届)及び特定退職金共済制度新規加入申込書(兼過去勤務期間通算申出書)により、ご希望の契約申込日の属する月の翌月20日までに本センターにお申込下さい。
- 共済契約者(加入事業主)は、各月の末日における被共済者(加入従業員)の基本掛金合計額(過去勤務掛金を含む。)及び加入申込金について、毎月当該月分を一括して、翌々月の10日(掛金払込期限日)までに本センターが指定した金融機関に払込をお願いします。なお、毎月の払込に当たって、金融機関に支払う手数料(消費税等を含む。)は、事業主様においてご負担をお願いします。掛金納付額等の請求にかかるご案内は、毎月郵送にて明細をお知らせさせていただきます。なお、掛金等の納付を6ヵ月以上滞納された場合、本センターは共済契約を解除することがありますのでご了承下さい。

### 共済契約効力発生日

- 共済契約は、本センターがその申込を承諾したときは、その申込の日に成立し、かつ、成立した日の属する月から効力が発生します。

## 特定退職金共済制度に関するQ&A

Q1:

特定退職金共済制度を利用するためには、なぜ振興センターの社員になる必要があるのでしょうか。

A1:

特定退職金共済団体として承認される組織は、法令により限定されています。そのうちの 하나가一般社団法人です。社団法人は社員が複数存在しなければ、法人登記が出来ません。また、社員は定款の定めに従って、一般社団法人に対して、事業活動に経常的に生じる費用にあてるための経費を入会金・年会費として納めて頂くこととなり、社員全体で法人の運営を支えて頂くことになるからです。ご理解をお願いします。

Q2:

独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う中小企業退職金共済制度(中退共)と振興センターの特定退職金共済制度(特退共)との重複加入は出来ますか。また、既に中退共に加入している職員は、振興センターの特退共制度へ加入をせずに、中退共へ未加入の職員だけ特退共制度へ加入をすることは可能でしょうか。

A2:

中退共との重複加入は可能ですが、振興センターの特退共に中退共の未加入者だけを加入させることは出来ません。一方、独立行政法人福祉医療機構が行う社会福祉施設職員等退職手当共済法の被共済者の場合は、特定共への加入は除外されます。

Q3:

本来、この制度への加入資格がない者を加入させていたことが判明しました。この場合の対応方法を教えて下さい。

A3:

事業主が法人の場合、理事長や会長や代表取締役等が施設長や事務長等の法人組織の機構上定められている使用人たる職制の地位を有している場合であっても、特退共への加入は出来ません。副理事長や常務理事等が上述と同じケースの場合も同様の取扱となります。(6項を参照)

Q4:

当法人では育児休業期間は退職金の算定期間とはしていません。当該期間について掛金の払い込みを一時停止することができますか。

この場合は、事実が判明次第、速やかに加入取り消しの手続きをして下さい。なお、加入中の使用人兼務役員が使用人と見なされない役員となった場合には、使用人としての最終日に退職したのものとして手続きをする必要があります。

A4:

共済契約者である事業主は、被共済者(従事者)が以下に掲げる者となった場合には、その期間、基本掛金のみ払い込みを中断することが出来ます。(過去勤務掛金は中断出来ません。)ただし、中断期間については、加入期間には算入されませんが、中断時における退職金基準額に毎月付利がなされていきます。

- (1) 期間を定めて雇用された者
- (2) 試用期間中の者
- (3) 常時勤務に服することを要しない者
- (4) 休職中の者(育児休業、介護休業、病気や怪我による休業等)
- (5) 社会福祉施設職員等退職手当共済法第2条第11項に規定する者
- (6) 確定拠出年金法第2条第8項に定める企業年金に加入した者
- (7) 確定給付企業年金法第25条第1項に定める企業年金に加入した者

以上のいずれかに該当することとなったことを理由とする基本掛金の中断については、「基本掛金中断申出書」を、基本掛金を再開される場合は「基本掛金再開申出書」を振興センター事務局まで提出して下さい。

Q5:

当法人では、就業規則等に外部拠出型の退職金制度を複数実施する旨の定めをしており、この度、振興センターの特退共制度からの退職金も採用することとしています。この場合、源泉徴収の手続きはどうすればよいのでしょうか。

A5:

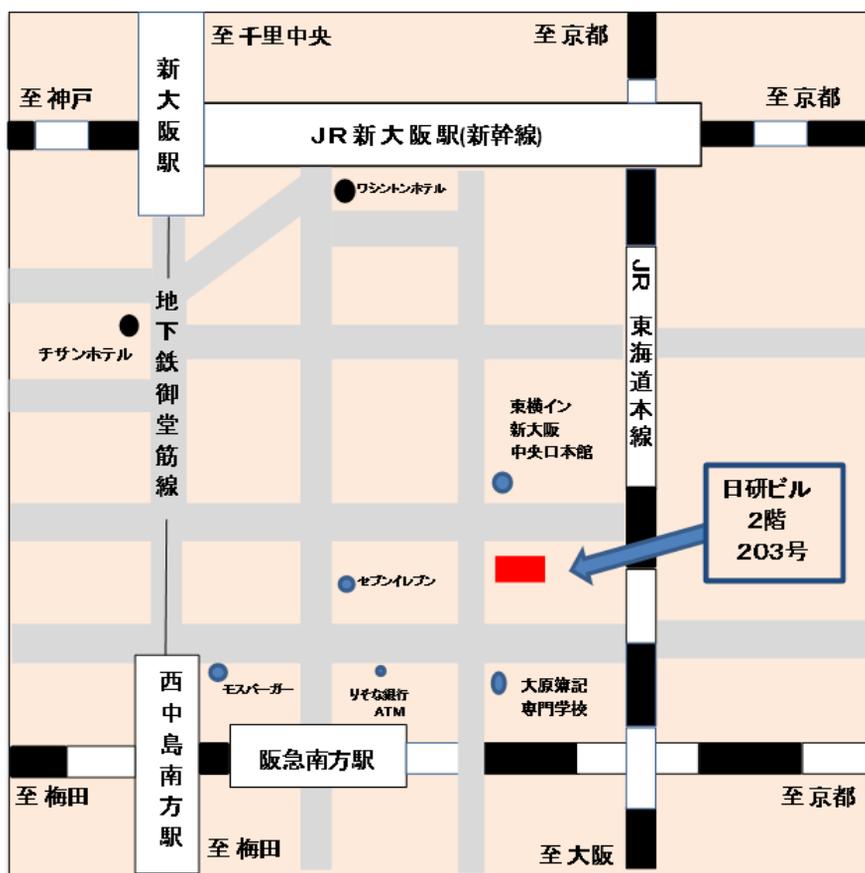
同一の退職に基づき、同一の年内に複数の支払者から退職金が支払われる場合には、個々に支払われた退職金額を支払順毎に合計(例:①1番目の支払者からの退職金額 ②1番目の支払者からの退職金額+2番目の支払者からの退職金額 ③1番目の支払者からの退職金額+2番目の支払者からの退職金額+3番目の支払者からの退職金額)し、例の①②③の各内容における所得額が、退職所得控除額の範囲であれば、課税退職所得金額は発生しませんが、控除額を超える場合は、その超えることとなった支払者の段階で、税法上の所定の算式によって課税額を算出し、当該支払者が支給する退職金額から源泉徴収を行い、源泉徴収後の額を退職金として支給することとなります。

したがって、ご質問の場合で、複数の支払者から支払われる退職金、例えば独立行政法人勤労者退職金共済機構から支払われる中小企業退職金共済法に基づく退職金、又は独立行政法人福祉医療機構から支払われる社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職金並びに確定給付企業年金基金法人から支払われる退職金等、支払者が複数に渡る場合は、退職金の支給が一番早い支払者が第1順位の源泉徴収義務者となり、その支払実績である源泉徴収票を受けて、2番目に退職金を支給する支払者が、第2順位としての源泉徴収義務者となり、以下第3順位として、上述の課税退職所得金額が発生する段階の支払者が源泉徴収義務者となり税法上の処理を行います。

また、この処理には、退職金の支払いを受ける者(退職者)が作成する「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」の正確な内容による記述申告と、先順位で退職金の支払いをされた支払者の退職所得の源泉徴収票・特別徴収票が必要になります。

将来、振興センターの特退共に加入された受給権をお持ちの職員の方がご退職され、退職金をお支払いします時に、退職所得の源泉徴収票・特別徴収票を発行しますので、この源泉徴収票の写しを、振興センター以外の退職金の支払者に提出する「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」に添付して頂きますと共に、退職者が振興センターから支給を受けた退職金等の内容を当該申告書に正確に記述して退職金の支払者に提出して下さい。源泉徴収不足税額が発生した場合でも、退職者の確定申告では精算出来ませんのでご注意ください。

## 全国社会事業振興センター 交通アクセス



### 全国社会事業振興センター事務局所在地 日研ビルまでの所要時間

- JR新大阪駅正面口より徒歩10分
- 地下鉄御堂筋線 西中島南方駅から徒歩7分
- 阪急京都線 南方駅から徒歩7分
- 大阪国際空港(伊丹空港) からリムジンバスでJR新大阪駅まで乗車、約25分
- JR新大阪駅からタクシーをご利用される場合は、東横イン(ホテル)の新大阪中央口本館近くの日研ビルまでと運転手さんに伝えて下さい。